

# (特別管理)産業廃棄物処理業に係る変更等届出事項及び提出書類一覧

## 1 届出書

届出時期:変更の日から10日以内(法人の履歴事項全部証明書を送付すべき場合にあっては、30日以内)

届出部数:1部(1部返却が必要な方は2部)

届出様式:産業廃棄物処理業は様式十一号、特別管理産業廃棄物処理業は様式十七号

## 2 添付書類(添付部数:1部)

変更事項等		添付書類	
1 住所、氏名又は名称の変更		①法人の場合、法人の履歴事項全部証明書	※
		②個人の場合、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)	※
		③現在保有している許可証	
		④周辺地図	
2 次の事項の変更 (1)法定代理人 (2)法人の役員 (3)発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する (4)政令で定める使用人		(1)法定代理人	
		①法定代理人であることを証する書類(法定代理人が法人である場合には、その法人の履歴事項全部証明書並びに役員の住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書も必要。)	※
		(2)法人の役員	※
		①新旧対照一覧表	※
		②法人の履歴事項全部証明書	
		③変更に係る者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)	
		④東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの登記事項証明書	
		⑤法第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式第24号)	
		⑥許可証の記載事項に変更がある場合は、現在保有している許可証	
		※③、④については新たに加わった者のみ必要。	
		(3)の株主等が個人の場合	
		①新旧対照一覧表	
		②変更に係る者の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のあるものに限る。)	
		③東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの登記事項証明書	
		④法第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式第24号)	
		(3)の株主等が法人の場合	
		①新旧対照一覧表	
	②法人の履歴事項全部証明書		
	③法第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式第24号)		
	(4)政令で定める使用人		
	(2)法人の役員等の添付書類と同様。		
3 事務所及び事業場(駐車場)の所在地		①新旧対照一覧表	
		②駐車施設の図面または全景写真及び周辺地図【事業場のみ】	
		③施設の継続的な使用権限を有することを証明する書類(登記簿謄本または賃貸借契約等)【事業場のみ】	
4 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模	(1)運搬車の増廃	①新旧対照一覧表	
		②自動車(船舶)検査証の写し	
	(2)運搬船の増廃	③自動車(船舶)のカラー写真(前面・側面)	
		④借用の場合は使用権限を有する書類(賃貸借契約書の写し等)	
		中間処理施設、最終処分場、海洋投入に係る施設等の変更	具体的な内容については、廃棄物対策課へご相談ください。
5 積替え・保管施設の変更		具体的な内容については、廃棄物対策課へご相談ください。	
6 処分のための保管場所の変更		具体的な内容については、廃棄物対策課へご相談ください。	
7 特別管理産業廃棄物の性状分析者の変更		具体的な内容については、廃棄物対策課へご相談ください。	
8 (特別管理)産業廃棄物処理業の全部廃止		①現在保有している許可証	
9 許可証の汚損又は紛失による再交付		①汚損の場合は、その許可証	
		②紛失の場合は、紛失の理由書	

## 備考

- \* 1 変更届出書の「新」「旧」の欄には、変更内容の変更があった部分だけでなく、変更がなかった部分も含めて当該事項の全体を記載すること。また、記載しきれない場合は「新」「旧」の欄へ「別紙のとおり」と記載して別紙を添付すること。
- \* 2 正本の写し(副本)の返却が必要な方は、書類を2部提出してください。副本は受付後返却します。郵送で副本の返却を希望する場合は、返信の宛名を明記した返信用封筒へ切手を貼り同封をお願いします。
- \* 3 (※)印に掲げる書類(法人の履歴事項全部証明書、住民票の写し、東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの登記事項証明書)で、当該書類の写しのコピーを提出する場合は原本確認を行います。なお、返却が必要な方は原本確認の後(※)印に掲げる書類(法人の履歴事項全部証明書、住民票の写し、東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの登記事項証明書)を返却いたします。
- \* 4 各種証明書は提出する日の3ヶ月前の日以降に発行されたものとする。
- \* 5 法人の履歴事項全部証明書を送付すべき場合は、変更の日から30日以内に提出すること。